

木次線利活用推進 県外誘客旅行商品販売促進業務 提案競技仕様書

1 目的

木次線の乗車の魅力を組み込んだ県外からの誘客旅行商品を造成し、旅行会社による販売促進を図ることを目的とする。

2 委託元

木次線利活用推進協議会

3 委託業名

木次線利活用推進 県外誘客旅行商品販売促進業務

4 実施期間

契約日～令和7年2月28日

5 委託料上限

別に定める実施要領の目標送客人数に基づき委託料の上限を決定する。

6 委託業務内容

以下の点を盛り込んだ旅行商品の造成及び販売促進のためのプロモーション並びに実績報告（精算）を行う。

(1) 旅行商品の造成

- ・ 木次線の乗車の魅力を組み込んだ県外からの誘客旅行商品であること。
- ・ 令和7年2月16日までに帰着する旅行であること。
- ・ 集客にあたり、パンフレットやWEBサイト等には「木次線利活用推進協議会協賛ツアー」である旨を記載すること。併せて、木次線利活用推進協議会が指定するロゴ「もっとつながる木次線」または「次へつなごう、木次線。RAIL is BATON.」のいずれかを記載すること。
- ・ 原則として、木次線沿線自治体（雲南市、奥出雲町、松江市、広島県庄原市）（以下、「沿線自治体」という。）の観光施設等2カ所以上への立ち寄りをツアー内に組み込むこと。
- ・ 日帰り商品及び宿泊商品のいずれも複数造成すること。なお、宿泊商品は、島根県内に1泊以上宿泊する旅行であることを原則とし、できるだけ雲南市または奥出雲町など沿線自治体内に宿泊する旅行を企画すること。
- ・ 木次線の乗車（観光列車「あめつち」への乗車も対象とする）を必ずツアーの一部に組み込んだ上で、コンセプトやターゲットを設定の上、複数の商品を用意すること。なお、木次線の乗車は必ず3区間以上とすること。ただし、連続してなくてもよい。

<造成に係る留意事項>

- ・ 1名あたりの委託料（日帰り3千円、宿泊5千円、いずれも税込）が、旅行参加者への特典（旅行商品割引と特産品含む）となるよう努めること。特典のうち、地元の特産品（千円相当）を付与すること。特産品の選定については、提案内容をもとに木次線利活用推進協議会と調整のうえ決定すること。なお、購入費用は委託料に含むものとする。
- ・ 参加者からアンケートを収集するなどし、ニーズや改善点を調査するとともに、結果を分析し地元事業者へフィードバックするなど、旅行商品のブラッシュアップに努めること。
- ・ 旅行商品造成にあたり、市町村や観光協会等が行う各種助成はそれぞれの要綱により判断する。ただし、今回の委託業務内で実施するツアーに対して、島根県や島根県観光連盟が実施する事業との重複は認めない。

(2) 販売促進

目標を達成するためのターゲットと、効果的な広報媒体を提案すること。

例：[ターゲット] 島根県内及び広島県域のシニア層

[広報媒体] 新聞、タウン誌掲載 ○回、○部発行

(3) 実績報告／精算

木次線活用推進協議会事務局（以下「事務局」という。）に以下を記載した業務完了報告書を提出すること。

- ・ 参加者から収集したアンケート結果及び分析結果等をまとめた資料
- ・ 集客するための広告等、実施した販売促進施策の内容がわかる資料（広告媒体は実物を1部添付すること）

※月1回程度、送客実績及び予約状況（造成した旅行商品別の内訳を含む）を報告すること。

※ツアー催行ができなかった場合や目標送客人数に満たなかった場合等は、事務局と調整のうえ、実績に基づき変更契約を締結する。ただし、送客実績数が目標送客数を超えた場合には、原則として変更契約は行わない。

7 企画提案書の作成

企画提案書の提出にあたっては、以下の点に留意すること。

(1) 以下の内容を盛り込み、造成する商品の詳細及び送客目標及び販売促進のためのプロモーション施策を具体的に提案すること。

- ・ 業務実施体制
- ・ 令和4年度及び令和5年度の島根県への送客実績
- ・ 今回造成する旅行商品を利用した島根県への送客目標（令和6年6月～令和7年2月）
- ・ 造成する旅行の内容
- ・ 販売促進のためのプロモーション施策の内容
- ・ アンケートの収集方法、結果のフィードバック方法等
- ・ 類似事業の実績の有無
実施年度、事業名、事業概要、契約額（千円、税込）、発注者等を記載
- ・ 本業務の目的を達成するための工夫やアピールポイントがあれば記載

(2) 沿線自治体内に波及効果があるよう配慮すること。

(3) 造成する旅行商品での送客目標、集客のための広報においては成果指標とその検証方法について具体的に記載すること。

8 事務局との調整

(1) 受託者は、受託後に具体的な個別事業の内容、スケジュール行程等を記載した「実施計画書」を作成すること。

(2) 受託者は、事務局との連絡調整を充分に行い、円滑に業務を実施すること。

(3) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに事務局に報告し協議を行い、その指示を受けること。

(4) 業務受託者は委託業務上発生した障害や事故については、大小にかかわらず事務局に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。

9 その他

本仕様書に定める以外の事項については、事務局と十分に協議のうえ、実施するものとする。